

広報しずくいし 号外 【第2版】

平成 25 年 8 月 29 日発行

8 月 9 日に発生した豪雨災害に関するお知らせ

8 月 9 日の豪雨により、住家や農地などが被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

この広報しずくいし号外【第2版】では、8 月 22 日発行の号外に引き続き、8 月 9 日の豪雨災害に関して、町民の皆さまに取り急ぎお伝えしなければならない情報を掲載しています。なお、本紙では前回の号外でも掲載した記事の一部についても再掲しています。

1. 総合相談窓口

豪雨災害により被災した人からの各種証明や支援制度などの相談を受け付ける相談窓口を開設しています。

- 開設期間 9 月 6 日（金）まで ※8 月 31 日（土）、9 月 1 日（日）も受け付けます。
- 受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分
- 場所 町役場 1 階ロビー
- 問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6410

2. り災証明書

住居の被害（倒壊、床上・床下浸水等）に応じて「り災証明書」を発行します。「り災証明書」は町税の減免、金融機関等による融資、保険等の減免・猶予などを受けるために用います。

- 受付時間 平日（月～金）8 時 30 分～17 時 15 分 ※8 月 31 日（土）、9 月 1 日（日）も受け付けます。
- 申請方法 町役場税務課窓口で申請してください。
- 用意するもの 印鑑、被害状況がわかる写真等
- 問い合わせ先 町役場税務課資産課税担当 ☎ 692-6481

3. り災届出証明書

上記の「り災証明書」とは別に、生活支援に必要な措置（保険の給付等）を受けることが出来るようにするため、土地、塀・門扉等の付帯物、家具家財、車などについても、「り災届出証明願」により申請していただくことにより、り災の届出があったことを証明する「り災届出証明書」を発行します。

なお、保険会社等の手続き先により、取り扱いが異なりますので、必要の有無については保険会社等の手続き先にお問い合わせください。

- 受付時間 平日（月～金）8 時 30 分～17 時 15 分 ※8 月 31 日（土）、9 月 1 日（日）も受け付けます。
- 申請方法 町役場防災課窓口で申請してください。
- 証明する届出 家屋以外の塀・門扉、動産（車両）、家財、土地などの被害
- 用意するもの 印鑑、り災の状況がわかる写真等
- 問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6410、692-6490

4. 各種援護資金の貸付制度

豪雨災害により被害のあった人に対し、災害援護資金および住宅改修費を貸し付けする制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 栗石町社会福祉協議会 ☎ 692-2230、町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

5. 住宅の応急修理制度

豪雨災害により「大規模半壊または半壊した住宅」（り災証明による被害）の応急修理に要した費用のうち、日常生活に必要で欠くことができない修理に要した費用について、町が指定する業者に修理を依頼し支払う制度です。

■住宅の応急修理の内容

- ①応急修理の範囲▷居室、炊事場、便所等の緊急を要する箇所
- ②応急修理の箇所や方法等▷大雨被害と直接関係のある修理のみが対象（内装・家電製品に関するものは対象外）

■限度額 1 世帯当たり 52 万円

■申請期限 9 月 13 日（金）

■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

6. 宅地内の崩土除去経費の助成

今回の豪雨により宅地隣接地の斜面等の崩落によって『宅地敷地内』に入り込んだ崩土（宅地の裏山から崩落した土）を除去する費用について、申請に基づき一部を助成します。

なお、全てを自ら処理したもの、河川・水路等から流入した土砂、建物内の土砂は対象とはなりませんのでご了承願います。

■助成対象者 町民で自ら居住する宅地敷地内に流入した崩土を自力で除去できずに他に委託等して除去する人

■助成対象費用 ①崩土除去に係る業者等への委託料、②重機等の借上げ料

■助成金額 10 万円を上限とし、10 万円に満たない場合は当該費用の額（千円未満切捨て）

■申請・問い合わせ先 町役場総務課 ☎ 692-6411

7. 未舗装道路の応急修理用碎石の提供

町では、町内全域で多数発生した道路破損等の復旧に努めていますが、未舗装道路まで対応しきれれておりません。

行政区や自主防災組織、農事実行組合など地域組織の皆さんのなかで、自主的に道路等の応急補修にご協力いただける場合には、町から補修用碎石を提供します。なお、地域組織で碎石会社に取りに行き運搬から補修まで行っていただける場合に限りです。また、碎石以外の費用についての助成はありませんのでご了承願います。

■申請期限 9 月 30 日（月）

■申請方法 被災状況が分かる写真を持参のうえ、町役場地域整備課までお越しください。

■問い合わせ先 町役場地域整備課 ☎ 692-6406

8. 災害見舞金

豪雨災害により住家の被害のあった世帯に対し、災害見舞金を給付します。

■対象世帯 住家の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水）、一部損壊（床下浸水）の世帯

■支給金額 全壊▷30 万円、大規模損壊▷10 万円、半壊▷5 万円、一部損壊▷2 万円

■給付方法 被災状況調査結果による被災区分により、対象世帯に対し郵送で通知し、内容確認などを行った後に口座振込により給付します。

■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

9. 心身の健康相談窓口

町健康センターでは、このたびの豪雨災害から『食欲がなく体の調子が悪い』『眠れない』『誰とも話す気になれない』など、心身の健康に不安のある人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

■相談受付時間 平日（月～金）8 時 30 分～17 時

■問い合わせ先 町健康センター内 保健センター ☎ 692-2227、地域包括支援センター ☎ 691-1105

10. 農業災害対策緊急支援事業

①農業用水確保対策事業（揚水ポンプリース事業）

流出や冠水等により揚水ポンプが使用不能となった場合における揚水ポンプの借上げ（電気料、燃料費、人件費は除く）に係る費用の一部を助成します。ただし、受益者が2人以上の場合に限ります。

■対象 揚水ポンプの借上げ

■申請期限 9月8日（月）まで

■助成金額 上限23万円（揚水ポンプ借上料の90%（1万円以内/日、上限20万円）以内、資材費（給水ホース、給水パイプ）1/3（上限3万円）以内）

■問い合わせ先 町役場農林課 ☎692-6405

②農機具再生利用事業

被災した農機具（トラクター、コンバイン、穀物乾燥機、糶摺機、田植機、加温機）のエンジンやモーターの修繕に係る費用の一部を助成します。ただし、農機具共済等が適用される場合は除きます。

■対象 水没、埋没等により修理を要する上記の農機具

■申請期限 9月30日（月）まで

■助成金額 修理費の2分の1（上限2万円）以内。ただし、修理が2台以上の場合は、上限を4万円とします。

■問い合わせ先 町役場農林課 ☎692-6405

11. 中小企業等に対する支援

【中小企業経営安定資金】

県では、災害の影響により経営環境が悪化している中小企業者に対して運転資金を融資し、経営の安定を支援します。

■融資対象者 災害発生後、直近1カ月の売上高等が前年同期に比して3%以上減少した中小企業者

■融資条件 ①資金使途▷運転資金、②融資限度額▷8千万円以内、③融資期間▷15年以内（措置3年以内）

■問い合わせ先 雫石商工会 ☎692-3321、岩手県商工労働観光部経営支援課 ☎629-5542

【商工観光振興資金】

県内に事業所を有する中小企業を対象に、設備資金、運転資金を融資し経営の安定を支援します。

■融資対象者 県内に事業所を有する中小企業者

■融資条件 ①資金使途▷設備資金・運転資金、②融資限度額▷設備:1億円以内、運転:5千万円以内（設備・運転併用の場合1億円以内）、③融資期間▷設備:15年以内（据置2年以内）、運転:10年以内（据置1年以内）

■問い合わせ先 岩手県商工労働観光部経営支援課 ☎629-5542

【災害復旧貸付】

日本政策金融公庫では、中小企業に対し災害復旧のための設備資金および長期運転資金を融資します。

■融資対象者 災害救助法が適用となる大規模な災害により、被害を受けた中小企業者

■融資限度額 直接貸付▷別枠1億5千万円、代理貸付▷直接貸付の範囲内で別枠7千5百万円

■問い合わせ先 株式会社日本政策金融公庫盛岡支店 ☎623-4392

12. 災害に便乗した悪徳商法に注意！

東日本大震災の際には、建物改修工事やリフォームなどに関する相談が消費生活センターに寄せられています。

《過去の事例》

●「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと、虚偽の勧誘を行い修理契約をする。

●日本赤十字社や中央募金会の名をかたり、担当者個人と称する銀行口座に義援金を振り込む依頼のハガキや電子メールを送り付ける。

このような事例がありましたら下記までご連絡ください。町の消費生活相談員が対応します。

■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎692-6472

13. 教育支援

①就学援助費

豪雨災害により大きな被害に遭われた小学校および中学校の児童生徒のいる世帯は、今年度の就学援助費が受給できる場合があります。

②奨学資金償還猶予

雫石町奨学資金を償還中で、豪雨災害により住家の全壊、半壊、床上浸水被害に遭われた人について、償還期限延長の申請を受け付けます。

■問い合わせ先 ①▷各小中学校または町教育委員会学校教育課 ☎692-6412、②▷町教育委員会学校教育課 ☎692-6412

14. 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構は、8月9日から大雨の被害にかかる災害救助法適用地域（雫石町を含む）の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用および奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。

■問い合わせ先 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO） ☎03-6743-6011 URL: <http://www.jasso.go.jp/>

15. 衛生対策・消毒方法

床上・床下浸水した家屋は汚泥が床下にあることで、悪臭の原因になり、健康を害するおそれがあります。感染症予防のため、床下の汚泥を取り除き、床下が白くなる程度に消石灰を直接散布しましょう。散布後はジョウロなどで水をまき、消石灰が飛散しないように表面を固めると効果的です。また、汚泥等を片付けた家の周囲にも同じように散布しましょう。

消石灰と家庭用塩素系漂白剤は町役場で配布しています。また、感染症予防のための消毒用薬品も準備しております。ご使用の際には、消毒方法など、取扱い説明書を必ずご確認ください。

なお、からだに異常を感じたら早めに医療機関で受診してください。

■問い合わせ先 町健康推進課（町健康センター内） ☎692-2227

16. 災害義援金

災害義援金を受け付けています。ご協力よろしくお願ひします。

■義援金名 平成25年8月雫石町豪雨災害義援金

■受付期限 10月31日（木）

■受付時間 平日（月～金）8時30分～17時15分 ※8月31日（土）、9月1日（日）も受け付けます。

■受付方法 ①現金▷町役場福祉課窓口

②銀行振込▷振込先は次のとおりです。

| 金融機関名 | 支店名 | 口座番号 | 名義人 |
|-----------|----------|--------------|----------------------------------|
| 新岩手農業協同組合 | 雫石町役場出張所 | 普通預金 0004904 | 雫石町災害義援金 (ｼﾞｸﾞｲｼﾞョウｶｲ ｲｷﾞﾝｷﾝ) |
| ゆうちょ銀行 | 郵便振替口座 | 02260-5-770 | 雫石町災害義援金 (ｼﾞｸﾞｲｼﾞョウｶｲ ｲｷﾞﾝｷﾝ) |

※1 新岩手農業協同組合をご利用の場合、振込手数料はご負担願ひします。※2 ゆうちょ銀行への振替手数料はかかりません（ATMによる通常払い込みについては、料金がかかります）。※3 受領書が必要な人は町役場福祉課にご連絡ください。

③現金書留▷送付先〒020-0595（※住所記載不要）雫石町役場福祉課福祉企画担当（義援金担当）
※9月18日（水）までは、郵便料金が免除になります。

■その他 振込金受領書などをもって税制上の優遇措置（所得税、法人税、個人住民税）の適用対象となります。

■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎692-6472